

3 地震保険料控除を新設し 損害保険料控除が廃止になりました

今回新設された地震保険料控除は、19年1月から支払った居住用家屋、生活用動産を保険目的とする地震保険契約の保険料が対象です。

従来の損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として18年12月末までに契約した長期損害保険(満

期返戻金あり、10年以上の契約)は控除の対象となります。ただし、一つの契約で地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方が対象となる保険契約は、どちらか一方の控除しか受けられないほか、短期損害保険料控除には経過措置がありませんので注意してください。

●地震保険料控除などの計算表

保険料控除の種類	所得税		住民税	
	年間支払い保険料	控除対象額	年間支払い保険料	控除対象額
地震保険料控除 (新設)	5万円以下	保険料全額	5万円以下	保険料× $\frac{1}{2}$
	5万円超	5万円	5万円超	2万5千円
長期損害保険料控除 (経過措置)	1万円以下	保険料全額	5千円以下	保険料全額
	1万円超～2万円以下	保険料× $\frac{1}{2}$ +5千円	5千円超～1万5千円以下	保険料× $\frac{1}{2}$ +2千5百円
	2万円超	1万5千円	1万5千円超	1万円
地震保険料と長期損害 保険料がある場合	上記の計算式で それぞれ計算	地震保険料と長期損害 保険料の控除合計額 (最高5万円)	上記の計算式で それぞれ計算	地震保険料と長期損害 保険料の控除合計額 (最高2万5千円)

4 19年中の所得が大幅に減った人は 住民税の減額措置を受けられます

住民税を増額し、所得税を減額する「税源移譲」は、「住民税+所得税」の額が基本的に変わらない仕組みになっています。しかし、19年度の住民税は18年中の所得で計算され、19年分の所得税は19年中の所得で計算されるため、19年中の所得が退職などの理由で大きく減った人は、所得税の減額が受けられず、住民税だけが

増額になってしまいます。

このような場合、該当者は減額申告書を提出することで、19年度の住民税(所得割)を改正前の税率で計算し、差額を減額する措置を受けられます。

■対象者 18年分の所得税は発生したが、19年分の所得税が発生しない人で、次の①と②の条件を満たす人

- ①19年度住民税の課税標準額(分離課税分を除く)>
所得税との人的控除額の差の合計額
- ②20年度住民税の課税標準額(分離課税分を含む)≤
所得税との人的控除額の差の合計額

■申告方法 20年7月1日から31日までに、19年1月1日時点で居住していた市町村の税務課へ減額申告書の提出が必要です。詳しくは、20年6月ごろの広報はちまんたいに掲載するほか、対象者(19年1月1日以降の転入・転出者を除く)には通知します。

●所得税と住民税の人的控除額の差の一覧表

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者 控 除	普通 1万円	寡夫控除	1万円
	特別 10万円	勤労学生控除	1万円
寡 婦 控 除	一般 1万円	配偶者 控 除	一般 5万円
	特別 5万円	老人	10万円
控除の種類		金額	
扶 養 控 除	一 般		5万円
	特 定		18万円
	老 人		10万円
	同居老親		13万円
同居特別障害者加算			12万円
配偶者 特別控除	合計所得金額38万円超 ～40万円未満		5万円
	合計所得金額40万円以上～45万円未満		3万円
基礎控除			5万円

5 住民税の 老年者非課税措置廃止の 経過措置がなくなります

17年1月1日時点で、65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に適用されていた老年者非課税措置が18年度課税分以降に廃止されました。経過措置として、18年度分は税額の3分の1、19年度は税額の3分の2が減額されていましたが、20年度にはこの経過措置がなくなり、満額課税になります。

住民税の老年者非課税措置廃止の経過

17年度	合計所得金額125万円以下の人	非課税
18年度	税額の3分の2を減額	3分の1 課 税
19年度	税額の3分の1を減額	3分の2 課 税
20年度	経過措置の廃止	満額課税

税制 改正

今年の税制改正で、申告の計算や仕組みが所得税、住民税(市・県民税)ともに変わります。ここでは、改正された5項目について内容をお知らせします。申告相談の日程は、広報はちまんたい1月17日号(No.54)に掲載する予定です。また、申告用の用紙は1月下旬から、収支計算の用紙は1月上旬から、本庁税務課と各総合支所地域振興課に用意します。担当は、市企画総務部税務課(☎76-2111、内線1247)。

5項目が変更 申告準備はお早めに

手続きが必要です

1 所得税から引ききれない 住宅ローン控除額は住民税から控除します

毎年3月15日まで
(20年は3月17日まで)

昨年、住民税を増額し、所得税を減額する「税源移譲」という改正が行われました。税源移譲により所得税が減った人は、今まで控除できていた住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローン控除)が減ってしまう場合があります。減った控除額分を20年度以降の住民税(所得割)から控除できる措置が設けられました。この控除を受けるには、毎年3月15日(20年は3月17日)までに申告が必要です。昨年まで年末調整のみで、申告をしていなかった給与所得者は特に注意してください。

■対象者 11年から18年までに住宅を購入・入居し、19年分以降の所得税で住宅ローン控除の適用があり、所得税からの住宅ローン控除が減った人(源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている人は対象になる可能性があります)

■対象年度 20年度から(最長28年度まで)

■住民税の住宅借入金等特別控除申告書の配布
用紙は20年1月から、市企画総務部税務課と各総合支所地域振興課に用意します。

	所得税の確定申告をしない人(年末調整のみ)	所得税の確定申告をする人
手続き期限	原則として毎年3月15日まで(20年は3月17日まで)	
提出場所	市役所税務課、各総合支所地域振興課	税務署または市役所税務課、各総合支所地域振興課
手続き方法	市役所や税務署で配布する「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」に記入して提出	市役所や税務署で配布する「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」に記入して、確定申告書と提出
必要なもの	源泉徴収票(原本)、年末残高証明額が分かるもの(年末調整で提出した控除申告書、または住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の写し)、印鑑	源泉徴収票(原本)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(金融機関発行)、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(税務署発行)、印鑑

2 個人で事業申告する人へ 減価償却資産の取得日で償却方法が違います

詳しくは、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)
タックスアンサーNo.2100、2105、2106を参照

営業、農業、不動産の事業申告をする人で、減価償却資産(営業車、農機具、アパートなど)がある場合は、その償却方法が次のとおり変わります。

自分で税務署に提出する人は計算方法に注意してく

ださい。市の申告相談に来る人は、今までどおり領収書などの書類を持参してください。

青色申告の人で、定率法を申請し、使用している人も同様に改正されました。

	19年3月31日以前に取得した減価償却資産	19年4月1日以後に取得した減価償却資産
償却方法	旧定額法(従来の償却方法で計算)	新定額法(新しい償却方法で計算)
償却可能限度額(残存価額)	取得価額の95% ※償却可能限度額(取得価額の95%)に達した資産は、翌年から残存価額(取得価額の5%)を5年間で均等に1円まで償却できます。ただし、20年分申告からの適用です。	残存価額1円 ※従来の償却可能限度額と残存価額は廃止され、残存価額1円まで(備忘価額)償却できます。